

平成28年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成28年11月30日

閉 会 平成28年12月 2日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月1日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 主 査	坂 本 ゆ かり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 坂 本 豊 君

7 番 木 村 修 君

---

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 5番 坂本 豊 議員

第5 一般質問 2番 久慈省悟 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。

それでは、除雪車と列車の踏切事故について質問をいたします。

ことしの1月に発生した事故の処理が終わるまで、約1年以上は要するということが聞いておりますが、村民の中には、どういう形で処理されたのか最後まで知りたいという人がいますので、毎回質問をしています。本会議で取り上げませんと、議事録にも残りませんし、議会の広報にも掲載されないことになります。

そこで、9月の定例会では、事故現場において実況見分が実施されたことと、検察庁へは捜査資料が送付されたという報告がありました。その後判明したこと、あるいは新しい動き等がありましたらお知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、その後の経過についてお答えいたします。

10月25日付で外ヶ浜警察署より捜査関係事項照会書が送付され、翌26日付で関係書類を提出しております。

11月の2日、損害保険会社より、事故に遭われたJR乗務員3名と示談が成立した旨の電話連絡があり、11月8日付で示談書のかわりとなる人身損害に関する承諾書というものが送付されております。

同じく11月8日ですけれども、青森地方検察庁の担当検事の方より、除雪車両の技術的な内容について確認したい旨、電話連絡があり、11月14日、当時の除雪隊長が検察庁で説明をしております。

現在までの動きは以上になります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） わかりました。まだ途中ということのようでございますので、これからまた聞いてまいりたいなと思っています。

きょうから12月に入りました。既に雪も降りましたし、除雪の作業も間近に迫っているような感じがしています。平成28年度の除雪に備えて、除雪隊の編成を初めとする諸準備は、事故の反省を十二分に踏まえてなされたものと思います。今年度の除雪に当たって村長のご所見をお伺いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 事故発生以来、いろいろと、皆様にご心配やいろいろと、何ていうのですか、疑問等を持たれておられることもあるかと思えます。私としては、今後こういう事故がないようにということで、できるだけ早く除雪隊員を指名して、その方々に計画に従って、いわゆる訓練、そういったものをしていただきたい。また、警察のほうにもご協力をいただいて指導もしていただく。一連のそういった作業を積み重ねて、除雪隊員が村の除雪隊としての自覚を持って、きちんと村民の生活と安全を守るようにということで、11月の20日過ぎに辞令交付式を行ったところであります。

できるだけ村民の皆様にも迷惑をかけないように、あるいは1月に起こった事故のようなことが起こらないようにということで、万全を期してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 何分にも事故がないように、村民の安全・安心のためにも頑張っていたきたいなと思っています。要望でございますけれども、定例会閉会后でもよろしいので、除雪隊のメンバー表を提出していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それから、次に移ります。次は、平成27年度村税、国保税を除くわけですが、この徴収率について質問をいたします。

村税の徴収については、税務課を初め各地区の納税組合の努力によってなされていると思えます。しかしながら、何らかの理由によって納税義務を果たせない村民がいることも事実でございます。そこで、税の滞納関係についてもお聞きいたします。

県の市町村課が平成28年10月12日までにまとめた県内40市町村の市町村税決算見込み（国保税を除く）によりますと、県全体の収納率は92.8%で、蓬田村は92.5%になっています。平成26年度比でマイナスの0.8%、滞納額86万1,000円で、県内では一番悪い結

果になっているというように私は見ました。この要因は何かお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 要因は何かということですが、確かに収納率が0.8%、対前年比で下がり、その数値が県下でも一番悪い結果になったということで、私たちの徴収する努力が足りなかったということも1つの要因かと思います。

私が調べたところでは、村民税の特別徴収と普通徴収があるわけですが、その普通徴収が平成26年度比で調定額が840万円ほど少なく、その少ないにもかかわらず徴収率がさらに0.8%下がっているということでもあります。これの原因として私なりに考えたのですが、米の低価格、当時すごく米が安くていろいろ問題になった。それによって、農家の収入減が大きく影響しているのではないかと。一方、やはり収入が少ないと、直接生活する経費以外のほうにどうしてもし寄せが行くと。そして、この税の滞納につながっているように思われます。また、住民税以外の固定資産税等にも影響しているかと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） どうしてもマスコミに報道されますと、いい結果であればいいのですが、悪い面で出ると、どうしても皆さんがおっというような、そういう感じになると思いますので、なかなかいろいろ事情があって収納率100というのは難しいと思いますけれども、率を高めていただきたいなというように思います。

次に、2番の县市町村税滞納整理機構へ徴収権を移管する場合、滞納額がどのような状態のときに行われるのか。例えばですが、1年間全く納税がなされなかったというような場合に例えば徴収権が移管するとか、そういうような線引き、あるいは基準があるのかどうかということです。そういうことで、整理機構へお願いする場合、移管する場合のその経費の負担というようなことはどうなっているのかも伺います。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 滞納額がどうなればということなのですが、滞納額も全然関係ないわけではありませんが、滞納額よりも、村でまず督促を出した後にまた催告書通知とか、それでも応じない場合は納税相談に来てくださいというような通知を出します。それらの通知に全然反応しない、答えてくれない納税者と、常習的に滞納をずっとしていると、そういう方を移管しています。

そして、経費については、1件につき1,000円、そして徴収した額の10%を負担金と

して払っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 滞納が発生するという事自体、それは必ずあるわけですが、この整理機構というのは、ある意味、行政独自で徴収がかなわないということでもきた仕組みなのかなと私は考えていたのですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 青森県滞納整理機構というのは、平成24年度に設立しまして、県下、今40市町村あるのですが、37市町村が加盟しています。市町村のその滞納した税額を集めているという、そういう機関であります。簡単にですが、以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 滞納になった場合、整理機構へ丸投げするというようなことではありませんけれども、こういう、せっかくシステムがあるわけですから、うまく活用していただきたいものだなというように思います。

次、3番に進みますけれども、それではこれまで県の市町村税滞納整理機構が徴収した蓬田村の額は、年度別に幾らなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） まず、平成24年度ですが、49万5,000円。そして、平成25年度ですが、136万円、平成26年度は94万2,000円。平成27年度は72万4,000円。そして、今年度ですが、10月末で57万3,000円徴収しています。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 年度別に数字をいただきましたけれども、それなりに効果は出ているものだというように理解します。これの10%をある意味成功報酬というのでもないのかもしれませんが、納めているようではありますが、それでもやはり税金が不納額になるということのを避ける意味では非常によろしいのかなと考えますので、これから、もちろん初期段階の税の徴収に力を入れることは当然でありますけれども、それがかなわない場合はこういう機構を利用して大いに収納率を上げていただきたいなというように考えます。

最後に、納税者と、いわゆるその滞納者の間に、税のことですから不公平感が生じて、税金に対する問題が発生しないように対応していただきたいということをお願いして、

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎裕二です。きょうは火災災害での家屋の処分料について質問したいと思います。

今現在の蓬田村では、火災災害での、要するに残骸の最終処分は自己負担となっておりますが、これは火災災害に遭われた方には、経済的に大きな負担を負っていますので、精神的にも非常に負担が多く、大きなストレスになっているものと思います。

それを和らげる取り組みとして、廃棄物処理手数料の免除制度が各行政で取り入れられているところがあります。行政が火災ごみを引き取る際に、その処理費用を一部免除、もしくは全額免除をすることによって、被災者の経済的損失を最小限にしようという制度になります。数年前までは蓬田村でも罹災証明書を添付し届け出をすれば、廃棄物処理手数料が免除されていたと記憶しています。蓬田村では、いつごろから免除できなくなったのでしょうか。また、免除できなくなった理由がわかれば教えていただけますか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 火災の処分料の免除もしくは一部助成ということですが、今までは外ヶ浜町にあった最終処分場がまだ稼働していた時期には、罹災証明を持っていくと免除とかというのがあったようであります。ただ、現在、閉鎖されておりますので、そこに持っていけないという状態で、今我が村では青森市のほうにごみの焼却とかお願いしているわけですが、青森市では蓬田村の焼けたごみとかの廃棄物を埋立地には受け入れないということになっております。

以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁を聞きますと、その外ヶ浜での埋め立て、最終埋立地が閉鎖になったため、蓬田では捨てる場所がないと。によって、その罹災証明書で処分料を免除することは難しくなっているというふうに取りました。ですが、現在、村内では高齢者世帯がふえる一方で、それに伴い空き家、危険家屋も多数見受けられます。そんな状況の中、火災に見舞われた家屋が経済的な理由により長期にわたってそのまま

放置されることが多くなってきているように思います。住民世帯におかれましては、多くの方が任意に火災保険に加入されているとは思いますが、中には未保険の世帯もあるわけです。また、その未保険の世帯こそ、その費用が捻出することが大変なわけです。私が保険会社等もろもろ調べた結果、任意の保険制度では、後片づけ費用ということで大体その被害額の10%前後が支払われるようになっているそうです。ただし、それは全損または半焼、何分の何というふうにケース・バイ・ケースでその補償額も10%にあらずということで、幾ら返ってくるかは分からないという状態になっています。

それで、今の答弁の中でのその最終処分場がないために、その負担が難しいということになっていますが、いろいろ資料を見て調べたところでは、結構大きい市に限っての資料しか私の手元にはないですが、結構いろんなところでそれを負担している市が見受けられます。もちろん今担当課長がお話ししたように、最終処分場を持っている市であるからこそできていることだと私も理解しますが、逆に言えば、最終処分場もない、青森市に委託していて青森市も受けられない、結局業者頼みでもって産業廃棄物として処理してもらおうということになるわけですけれども、そうすると、私が最初言ったように、その被災された、火災で家をなくされた方の、財産も皆なくしているわけですよね。そうすると、もっともっと負担が多くなると。捨て場所がないから負担が多くなるという矛盾が発生しているわけです。捨てる場所も用意できない村なのであれば、せめて逆にこの処理を一部免除なり、助成なり、全面免除なり、そういった対策をとることが必要だと思います。

また、年々このごみの捨て方というのは本当に難しくなっています。この火災に関しても、個人の持ち物であると仮定すれば、一般廃棄物として私は考えてもいいのではないかなど。結局行政側で免除できない、できるというのは、一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、その点に絞られてきての判断なのかだとも思っています。その辺は私は定かではありませんが、一般廃棄物であれば当然蓬田村のほうでも何らかの対策を講じなければいけないと思いますが、その辺をどうお考えですか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に、第12条で、村長は天災その他特別な事情があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を免除することができるかとあります。火災等の廃棄物は産業廃棄物となり、産業廃棄物処理業者でないと処理できません。また、産業廃棄物に処分料の減免あるいは免除を行っている市



町村は現在ありません。

現在、蓬田村住宅災害見舞金支給要綱で、火災または自然災害により甚大な被害を受けたときに、住宅見舞金を支給することになっております。全壊で10万円、半壊で5万円、部分壊で1万円を支給するようになっております。

今後、村としては近隣町村を調査の上、一部でも助成できないか検討していきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁では、条例には一般廃棄物であれば免除をしてもよろしいという答弁で、火災の場合は産業廃棄物とみなすという答弁だと思います。ただ、市町村の中には、名古屋市になりますね、ちょっと離れていますが名古屋市の場合のその廃棄物の考え方としましては、火災のものは一般家庭からのものと位置づけまして、一般廃棄物と定義しているそうです。これは、課長が言われた答弁も、産業廃棄物であるとみなすということも間違いではないと思います。また、名古屋市が選択している一般廃棄物、こちら私も間違いではないと思います。

要するに、行政の考え方、受け取り方なのです。火災のものを産業廃棄物とみなすか、一般廃棄物とみなして条例にあるように補助をするか、これは行政の判断にあると思います。

よって、これからも前向きにこの火災の廃棄というものを検討していただきまして、被災された者の経済的な負担の軽減と、また空き家、危険家屋が放置されないように、前向きに慎重に検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。（「答弁は要らないということですか」の声あり）  
ああ、答弁お願いします、済みません。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 過去にも長科でもございましたし、いろいろと困ったということで相談にも来ましたが、なかなか今議論を交わしましたように、その産業廃棄物か一般廃棄物かというので受け入れ先がなかなか決まらない。それと費用もかかる。できるだけ安くということが、皆さんの希望なわけでございます。

私として、事前に打ち合わせした中では、課長にそのように答弁するよというこで指示をしておりますけれども、やはり問題は2つあるだろうと。1つは、産廃でないを受け入れしないということになれば、私どもは産廃としてこれを受け入れざるを得

ないということ。そうすると、それをどこで処分するのかということがまず第一の問題であります。したがって、産廃業者と契約ができるのかどうか、そういったことも業者との連携をとらなきゃいけない。

それから、処分料が産廃になるとすごく高額になるわけです。高額になりますけれども、それじゃあ高額になったから全て助成するのかということになれば、それもまた1つの検討課題。上限を設けるとか、あるいは坪当たりだとか平米当たりだとか、そういった形で1つは検討しなきゃいけない。それを定めるに当たって、ほかの市町村でそういう条例とか、あるいはその補助要綱とか、そういったものを決めているのかどうか、そういったこともやはり検討して、議会のほうに提案してまいりたいと。

できれば私の考え方の中では、当初予算を策定する来年のそれをやる中で、そういった作業を進めていければ、一番理想的なのかなというふうには考えております。ただ、ここでは明快な回答というのはちょっとできませんので、ご理解いただきたいと思いません。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） では、次の2つ目の質問に移りたいと思います。

似たような質問にはなりますけれども、火災災害に伴い、その家屋を喪失された世帯への仮住まいの提供、こちらを質問したいと思います。喪失された世帯の家族にとっては、その日から身を寄せる場所もありません。短期であれば親戚のおうちの片隅に身を寄せて生活するということもあり得ますが、やはり長期にわたり家が新築されるまでとなりますと、随分暮らす上でいろいろな問題が生じてきて、その厄介になる家庭も相当なストレス、また受け入れる側も相当なストレスを抱えて暮らすことになるわけです。

我が村には、村営の住宅、それから教員に貸し出せるように設けました教員住宅ですか、そちらも所有しています。そういった村が所有している建物、もしくは今空き家がいっぱいありますので、その空き家をどうにかてこ入れして、そういった方に貸し出せるようなことができないものかということで質問いたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在、村では、よもつと団地39戸、宮本団地30戸、大館団地4戸、計73戸の住宅を管理しております。現在全ての部屋は入居されており、空き室がない状態であります。また、よもつと、宮本団地は、低所得者向けの住宅のため所得制限があるので、誰もが入れるという、入居ができるというわけではありません。また、

国から家賃低廉化事業による交付金を受けているので、空き室はなるべくない状態にしなければいけません。よって、期間を定め一時貸し出し制度ということは、導入できないのが現状であります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の理由で貸し出しは難しいと。それはこのよもっと団地戸化に限っての話であって、教員住宅はじゃあどういふふうになるのかと。そこを1点聞きたいのと、私1回目で今質問しました空き家をてこ入れして貸し出せるものか、貸し出せないものか、その辺には全くお答えされていませんので、その辺のお考え、また村として貸し出せないからできませんというような、そういう考えではなく、どうにか貸し出せる方法を導くという考えで答弁いただきたいなと思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） うちのほうの空き家関係でありますけれども、現在、平成28年度中に空き家対策の今協議会、まさに開催して、あと二、三度ほど協議を重ねまして、空き家対策の計画をまとめようと今しているところでありまして、この中で当然、家屋を喪失した方、あるいは今村で進めようとしていますお試し住居の関係、あるいは今空き家、現在空き家が大体80戸ぐらいですか、今現在確認できているものがありますけれども、その中でアンケートをとりまして、その中でお貸しできるかどうかとか、全部今のところ調査しているものを、アンケートに基づいて今協議会を開催しているところでありまして。これはもちろん当然定住も含めてですので、それらを全部今検討している最中でありまして、その中で当然その空き家の中でそういう被災に遭われた方が住むということについては全然問題ないというように考えていますので、できるだけ早い時期に計画を定めて、できれば空き家対策の中でももちろんそうですし、現在進めている村の村営住宅の中でももしあれば、できるようになればいいのかなというように考えてございます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 大館団地4戸、旧教員住宅になるわけですがけれども、現在4戸とも埋まっているということでありまして。もし大館団地、空いているのであれば、優先的に入居していただくのは可能でありますけれども、住宅というのはやはり空気の入替えとか、生活していなければだんだん傷んでいくものですので、ぜひともこの辺は、入る人があるのであれば、やはり入居はさせていきたいし、もし仮に今言われた、よも

っと、宮本に関しても、空いているのであれば、やはりそれは協議をして入居させていく、制度までいかなくても、やはり入居させるべきだと私は考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 前向きな回答ありがとうございます。ただ、1つ、その空けておいた住宅に関しては、密閉していると建物も傷むという回答がありましたけれども、それは仕事がふえますけれども、行政のほうで定期的に風通しをすとか、そういった努力をしていただきたいと思います。

何にせよ、蓬田村民がいざそういう有事の際にも安心して暮らせるように対処できるような取り組みをしていただきたいと思います、要望も兼ねて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

---

### 日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番議員の木村です。通告順に従って、きょうは3点について質問いたします。

初めに、除雪について伺います。

特別豪雪地帯に指定されている本村では、雪対策については住民の生活と切っても切り離せない重要な分野かと思えます。冬期間の住民生活の安全・安心確保のため、よりよい雪への対策が求められております。

残念にも、前年度はJRの列車と衝突といった大事故を引き起こしてしまいました。同様な失敗を起こさないよう、念には念を入れて作業に当たっていただきたいというふうに思います。

そこで、①として、今年度の除排雪事業計画の概要はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今年度の除雪について、除雪期間は11月20日から翌29年3月20日まで。作業時間は深夜0時30分から朝9時30分まで。除雪延長が40.1キロメートル。これは除雪車両8台、運転手8名で作業を行います。これは昨シーズンより車両1台、

運転手1名ふえております。また、排雪については、道路状況等のパトロールを強化し、計画的に行います。また、生活道路等についても、これは行政懇談会でも要望がありましたけれども、速やかに排雪等実施していきたいと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 年々、除雪道路の総延長距離が延びてきているというふうに伺っております。今40.1キロというぐあいに課長から答弁がありましたが、蓬田村の総合戦略のビジョンで示しているのが、平成31年の時点で基準値が40.1キロというぐあいに示されているわけで、現在はそれよりも少ないのではないかなというふうに私は想像していたわけでありましてけれども、距離にして大体それぐらいあるということでしたので、今後道路もふえることによって距離もふえていくことになるというふうに思いますので、念を入れてその作業に当たってもらいたいというふうに思います。

次に、②として、村内各地区に何カ所かあるというふうに思いますが、道路が、道幅が狭くて押していった雪のストック場所がないような狭い道路は、路肩に雪が余ってしまっていて、除雪車が行った後、崩れたりして道幅がすぐに狭くなってきてしまうと、そういった苦情がこれまで寄せられております。こういった道路に対して何らかの工夫が必要かと思うわけでありましてけれども、担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 除排雪を一体に行うということについては、通常排土板で行っているわけですが、バケットに交換したり、ダンプ、見張り員の確保など難しいため、困難であります。

しかしながら、昨シーズンより重点箇所の排雪する回数をふやして、苦情の出ないようにこういう対応をしていきたいということで考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 特に今申したような、その特別なこの細いような、そういう道路は、除雪作業が終わった後、その状況がどのようになっているのか、パトロールをぜひ実施して、余りにもだめなようであれば、再度行ってもらうといった対策が必要かと思っております。

そして、またその日によって除雪隊は朝早く出動しているわけで、除雪隊の出動が終わった後に大雪が降って、午前中に20センチも30センチもたまったりするときもたまに

あるわけです。我が村には除雪隊という独自の組織があるわけでありますので、そういった大雪の日、そう何日もないかと思いますが、そういった場合、除雪隊として対応を考えるのか、またどのようにそういう場合考えているのか、その見解を最後にお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 大雪なり、ヤマセ雪とか、道路が去年も塞がってしまった状態になったときも除雪隊には出てもらっています。引き続きそういう場合には、9時半で作業が終わって疲れておるわけですがけれども、その辺は天候状況を見きわめて、道路を確保するように努めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） そして、③として、雪捨て場は何カ所想定しているのか。そして、雪捨て場が多ければ、大雪のときの場合でも排雪の効率が非常に上がると思います。また、各地区に何カ所か分散して雪捨て場があれば、地域住民の方も非常に助かるのではないかというふうに考えます。このことについて担当者のお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 雪捨て場について、大きな雪捨て場ということで広瀬の滝沢、機械センター、正法院向かいを入ったところ、3カ所あります。それで、うちのほうの除雪車両が雪を押し寄せている場所、これが村内に86カ所ぐらいあります。そのほかもし可能であれば、各自治会、除雪隊員とまず現場等を見ながら、協議をしながら、ふやせるのであればふやしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） ただいま答弁したようなことを回覧等で住民にお知らせ願えれば、お知らせしていただければ、住民の方も助かるのではないかというふうに思います。

次に、2番目の医療費の無料化について伺います。

蓬田村では、子供の医療費を平成22年から中学生まで無料化を拡充してきました。村も人口の減少が続き、2030年には2,500人弱、そして2040年には2,000人を切るというふうに推計されております。子供の率も同様に進むというふうに私は考えます。全国的な少子化が進む中、その対策の1つとして子育て支援、子供を育てる環境整備の1つとして、高校生までの、村内に在住する高校生までの医療費の無料化を拡充できないものか、見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 高校生までの医療費の無料化を拡充できないかということではありますが、昨年度作成された、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の中で、子育て家庭に優しい子育て支援の項目に、現在行われているゼロ歳から15歳までの医療費無料化をさらに18歳まで拡充する事業計画があります。現在、青森県内40市町村のうち、高校生までの医療費の無料化を行っている市町村は、条件をつけているところもありますけれども、5市町村あります。小学生まで無料化している市町村は3市町村で、ゼロ歳から就学前を無料化している市町村が4市町村です。残り、蓬田村を含む28市町村が中学生まで無料化をしています。

村の財政状況にもよりますが、前向きに検討したいと思います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） これをあともし実施した場合、その予算は幾らぐらいふえることになるのか。試算してありましたらお知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 総合戦略のビジョンの中にも載っておりますが、高校生までの無料化で246万円ほどの一般会計での増額のほうを試算しております。ただし、これには当然国保関係もいろいろ財政的に絡んでくるので、一概にすぐ私どものほうでやりますというのはちょっとできないので、検討させていただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今246万円ぐらいと答弁があったわけでありましてけれども、この蓬田村の年間の一般会計の予算を鑑みますと、それに比較すれば、その割に実施可能な額なのではないかというふうに私は思います。ただ、今課長が申し上げた、これは課長からあったように、これをもし実施した場合、国民健康保険の国庫負担金がどれぐらい減額になるのか。今現在、中学生まで無料化になって、多分、どれぐらい減額になっているのか私はわかりませんが、もし高校生ままで3年間これを無料化にした場合、その今までの国民健康保険の国庫負担金の減額がどれぐらいふえるのか。そのところをもしわかっておりましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） まず、村の医療費無料化の分で、決算のほうからいきますと、まず一般会計のほうで平成26年度、これが979万円出ております。平成27年度で

874万円の実績となっております。これに高校生を単純に246万円足されると、1,000万円を超えるような状態になります。国保のほうですけれども、実績だけで申しわけないのですが、平成25年度分で264万7,000円が減額されております。また、26年度分で204万9,000円、これが減額されております。今後の高校生までの分についてはちょっと試算できませんので申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 最後に、きのうの朝刊に載っていたわけでありましてけれども、国では小学校に行く前までの国庫負担金の減額を取りやめると、少子化に対して逆行しているというふうなことが載っておりました。今後、小学生、中学生、高校生はそのまま、安易に医者に行くのを防止するために、その制度をそのまま継続して行うというふうに言っておりますが、今蓬田村の学校を見ますと、私たちが小学校の時代は1学年で150人も160人もいたわけですが、今は承知のとおり、その何分の1になった、20人前後であります。このぐらい子供が少なくなってくれば、将来、働き手もまた少なくなるわけで、先ほど冒頭に申した2030年になれば、人口が蓬田村も、2040年には2,500人を切るといった社会が来るわけで、子育て、親の負担を少しでも軽減して、子供を育てるような環境を行政が応援していくべきではないかというふうに私は思います。

次に、3番目の質問に入ります。新自治会の設立について伺います。

よもっと団地もほぼ完成しました。これまで阿弥陀川自治会の意向も踏まえてきて、グリーンタウンよもっと団地の新自治会設立の前進を図りたいという方向で来ましたが、現在進捗状況はどのようになっているのか、担当者の方にお知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 新自治会設立の進捗状況の件であります。8月の上旬から新自治会設立に向けてアンケート調査を実施したところであります。このたび10月の5日に、よもっと団地内の集会所におきまして、アンケート調査の結果の報告及び意見交換ということで、大体二十数名ほど出席しております。よもっと団地とグリーンタウンを合わせて約80世帯弱ありますので、そのうちの4分の1以上の方が出席されてございました。

アンケートをした中で、アンケートの結果についても、50%以上の方が自治会設立にまずいい回答だということをお願いしておきまして、回答率についても50%ちょっとです。全部というわけにはいきませんが、当日、その10月の5日に調査結果の報



告あるいは意見交換をした中で、設立に向けた前向きな意見が多いように感じたところ  
であります。

今後でありますけれども、今、先週一応終わりましたけれども、もし新しい、新自治  
会ができた場合に加入していただけるかどうかということで一応アンケートといいます  
か、加入の申込書を一応お届けをしております。まだ回答を出されていない方もいま  
すので、これから回答を求めて参加していただけるかどうかということでやりたいとい  
うように考えています。

今後また12月中には準備委員会、双方から、グリーンタウン及びよもつと団地のほう  
から同じ人数、二、三人ずつ集まっていただいて準備委員会等を組織しまして、今後設  
立に向けて協議したいと。約款、規則、規約とか、予算の関係とか、まず検討してい  
きたいと。年明けにも何回か協議しまして、当初予算に一応新しい自治会の集会所の中  
に配備したい備品等も検討していますので、新しい自治会については来年の4月をめど  
に設立をしたいというように考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） このことについては、平成24年から目標を掲げて計画をしてき  
ましたが、これまで一向にその計画が進んでこなかったわけでありまして。持ち家と、そ  
して裏の村営住宅、いわゆる借家の集合体でもあり、そしてまた広域から、村内外から  
入居している方が多いわけで、計画を進めることもなかなか困難な面が多かったとい  
うふうに私は思います。ようやくこの5年目で、今の答弁を聞きますと、目標は達成され  
たと言ってもいいのではないかというふうに思います。担当者の方、そしてまた自治会  
関係者の方に本当にご苦労さまでしたというぐあいには賛辞を贈りたいというふうに思  
います。この後もいろいろな課題があるかと思えます。ぜひスムーズな自治会の運営が  
できるように、今後とも指導の方よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

きょうは、アシストについて何点か質問をしたいと思えます。

まず、初めに1番目として、村長がアシストの社長の立場で、9月に再度800万円を銀行から融資をしたという話がありました。その経緯を詳しく説明してもらいたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 村長という立場よりも、村長がアシストの社長ということで兼務になって、非常勤でございますけれども、そういう立場でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。本来であれば、専務なりの出席要求ということで説明になるかと思うのですが、そういうこともなく、私もかかわっていますので、説明させていただきます。

9月に再度800万円を借り受けしたということでございますけれども、実際は10月の7日に再度借り入れしたということでございます。この背景には、6月8日に資金繰りが回らないということで800万円を借り入れしたのでございますけれども、この返済期限が10月の7日ということでしたけれども、10月の4日に返済を行ったものであります。この返済を行うことによって、10月の月末で250万円ほどの資金不足になるということから、10月の7日付で再度800万円を借りたということでございます。返済は平成29年の4月28日までの208日間ということになっております。以上です。（「議長、ちょっと休憩いいですか」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時37分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村長の今の答弁で、6月に再度借りていたというのは今初めて知ってびっくりしたわけです。10月7日に借りたのは3回目ということになれば、また資金繰りが大変だということで、この借りたお金、2番目に入るわけですが、村長はどのようにして返済をしていく予定なのか。私たちも議員としても非常に心配をしているわけです。ただ、この事業はアグリビジネス事業で赤字になったという決算の報告があるように、過大な収入を見込んで事業を始めたということが一因だという説明もありましたけれども、この返済というのは、このままですとまたさらに借りる、利息を払えば済

むという話じゃないわけですね。どのようにして決着をつけていくつもりなのか非常に心配なので今質問をしているわけですが、当初、5月でしたか、温泉の視察をしたときに、外壁の視察をしたときに、専務はマルシェの売り上げは順調であると。ですから、うまくいけばそこから利益を上げて返済できるというような話をしていたという記憶がありますが、これでは全く根拠のない話ということになるわけですが、この2番目に入ってしまったけれども、借りた資金はどのようにして返済をしていく予定なのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今坂本議員がおっしゃったように、やはり昨年の末の決算期のアグリ事業の赤字が大きいのしかかっていることは事実でございます。その赤字分を結局会社の資金全体の中でこれを支えてきているわけでございますけれども、どうしてもその赤字分というのはすぐに回収できるものではないということから、計画的にそれを返済しようということでは、予算をつくり、一応資金繰りを行っているわけでありまして。当面、当面といたしますのは、結局は今の資金繰りを4月まで、来年の4月まで借りるわけでございますけれども、このいわゆる今の時点でこの事業を、要するにアグリ事業の分をどうするかということは決定しなきゃいけない。もちろん金融機関にも関係があることでございますので、ご相談はしております。

今お話の中で出ましたけれども、マルシェの売り上げとか、あるいは温泉の売り上げとか、そういったものを会社事業の全体の中でこれを、要するに売り上げの計画を組み合わせながら、アグリの分の赤字を解消していかなければならないわけでございますので、返済をどうするのかと言われますと、やはりそういった最後の剰余金と、それからもう一つは、今後支払われる指定管理委託料などの資金をいわゆる活用しながら、これを返済しながらいきたい。ただ、それを繰り返しして行って、最終的には少しずつでも解消できるかもしれませんけれども、何にしても経営でございます。経営でございますので、そう思うように計画どおりにいくということもないかもしれません。そうすると、どこかの時点で長期債、長期債ということは、いわゆる年度内、短期ではなくて1年以上の借り入れを行って、それを返済するというようなことが計画されてくるものだと私は思っております。

今の時点では、村からの補填とかということは現在は考えてはおりません。できる限り短期資金の中を繰り返しながらも、それを少しずつでも消化していくという方向で

進めさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私たちは議員としても非常にこういうことを繰り返していくということは心配なわけです。当然村から借りるつもりはないという答弁でありましたけれども、今の段階では社長、そしてアシストの役員たちが決めた事業について、また議会との相談も全くないまま、このような借入れを繰り返しているということにしても、村長が予算を計上しても、議会が通るかどうかわからないような性質のものだと私も思っています。

3番目になりますけれども、この借りて返済するめどが立たない場合、自転車操業的に陥っているわけですね。これは役員の承認というのは、今回も得ているのか。その場合、役員の意見というのはどのようなものなのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 前段申し上げましたように、資金不足が結局は去年の赤字が、これが続いているわけでごさいます、一気に返すということは、これは不可能でございます。この赤字分を何とかしようということでございますけれども、やはり先ほど申しましたように、計画的にこれを消化していくしか方法はないというふうに考えてございます。これを、役員会を平成28年の9月30日に開催をして、この事情について内容の説明をいたしました。結果は次のとおりであります。

役員の意見として、そのミニトマトのブランド化事業を成功させてほしいと思っておりますけれども、この事業担当者が6月から変わったと。5月いっぱい以前任者が解雇という形をとりましたけれども、6月1日から新しい担当者を採用した。前任者の計画どおりにもう6月まで進んでしまっているわけでごさいます、いわゆるトマトの植えつけから全てがもう既に終わってしまっているという事情もございまして、前任者の計画どおりに進めざるを得ないと。そうすると、事業の見直しというのは途中では非常に難しいということから、確かにこのアグリ事業についての黒字化は難しいでしょうということ、ご意見としてございました。

しかし、もう一方で、村の農業活性化、あるいは農業・農村計画、事業計画、あるいは地方創生事業、これらの一貫した事業としてアグリビジネス事業部門を立ち上げて、今のミニトマトのブランド化を進めたことでもありますので、やはり村がそれらの事業の推進をしないと、村民のかかわっている皆さん、要するに生産者の皆さんにも影響を与

えるのではないか。これを考えますと、やはり短期借入れをしても、この事業を継続していかなければならない、そのように考えるというふうな意見がございました。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問になりますけれども、このように1年に、年度は変わったわけですが、3回も銀行から借入れをしなければならないということであれば、私はアグリ事業は最初から赤字の事業であるということが、さきの百条委員会での参考人からの答弁でもあったわけです。そのことは村長は認めるのでしょうか。（「済みません、暫時休憩をお願いします」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

---

午前10時46分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） まことに申しわけありません。私、特別委員会の議事録がインターネットにアップされているのは知っておったのですけれども、ここ二、三日前にそれを知りまして、内容をまだ見ていません。その参考人の中から、事業が不採算部門というふうな意見ということでございますけれども、私のほうとしては、不採算部門かもしれないけれども、会社全体として、いわゆる地域の特産物とか、あるいはその加工品をつくることを目標としてこの事業を進めているわけで、ただ単に不採算部門だからこの事業はという、やめるとか、どうするとか、こういったことは考えていません。私としては、やはりその地域の特産物、蓬田というのは、蓬田のそのブランド品を何としても開発すると。これをやるのは第三セクターしか使えないという状況の中でこの事業を進めているわけです。

参考人がどのようにおっしゃったかは、私ちょっと見ていませんので、その辺についてはちょっと反論も何もできない状態ですけれども、私としてはとにかく地域の農業、そういったものの展開を考えるためには、第三セクターの中でこの事業を進めるしかないというふうな考えをしております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) 4番目になりますけれども、アシストへの管理委託料というのは、本来の目的に沿った使い方になっていないのではないかと思います。役場が毎年1,700万円を温泉の管理委託料として支払いしています。アグリ事業で生じた赤字の補填金に使われているわけです。これは目的外の使い方で大変な問題ではないでしょうか。本来、灯油や重油など、人件費に使用していたのが、そのアグリ事業の借金の肩がわりになっているのですから、資金が足りなくなるのは当然なわけです。管理委託料はアシストがどのようなことに使っても構わない自由な資金なのでしょうか。契約どおりになっているのでしょうか。常識であれば、補助金なども目的外の使用は返還命令が出されます。村長が社長を兼任しているのでややこしくなっています。管理委託料というお金、アシストがどのようなことに使っても構わないと思っているのか、村長の答弁をお願いします。

○議長(藤田修一君) 村長。

○村長(久慈修一君) 議員がおっしゃったように、蓬田アシストに対する指定管理委託料、これにつきましては、温泉、マルシェ、それからスポーツガーデン、これらの施設の維持管理事業を対象にして支払われております。委託料の積算根拠というのがございまして、5年間に一度、この指定管理の指定を行うわけですけれども、その中で計画書を見ますと、それぞれの施設管理に伴う収入全体、そしてそれらの業務、管理業務を行うための施設全体の計画があつて、それらを結局は収入全体と施設管理全体を差し引きした足りない分、これを委託料という形でいただいているものであります。さらにもっと細かいお話をすれば、収入では、利用料金、指定管理委託料、それから販売収入、支出では、人件費、事務費、管理費と、これらが細かく費目に分かれています。

したがって、指定管理委託料をどの費目に使用する、要するに目的に沿った使い方になっていないのではないかとのご指摘でございますけれども、この中身では、どの費目に使用するということは指定、特定できないわけで、要するに収入全体で施設管理に使ってまいるといふ考え方でありませう。

しかし、その指定管理委託料を活用しながら、今短期資金を活用しているわけですが、見方によれば、その指定管理料を使ってやっているように思われるかもしれませんが、でも、その分で足りない分、要するに資金が回らない分について短期資金を回しているということをご理解いただきたい。特別その指定管理料に穴があいたから、それを使ってしまっているんだということではありませぬので、ご理解のほどをお願いした

いと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） かなり私は無理がある答弁だと思います。そういうのも言っておりましたけれども、管理委託料は温泉の部分だけで使用しているという話でもありました。マルシェとか物産館のほうには管理委託料は使用していないということでもあります。ですから、当然重油代、温泉の人件費等が足りなくなっているわけです。何に使ってもいいということではない、お金ですから色がついているわけではないので、どこに使っているかということをはっきりはわからないわけですが、今はっきり言えることは、800万円というアグリ事業で生じた赤字のために担保として使っているということは事実なわけです。これを否定することは私はできないと思います。

次に、5番目の問題ですが、アシスト株式会社で雇用している三澤氏との契約書はどのようなになっているのか、その提出を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 議員の質問のこの目的につきましては、私はちょっと理解できない部分がございますけれども、雇用契約書の提出につきましては、私はこれはできないというふうに考えています。

理由は、まず第1に、村の職員でないことから、村から提供するということはまずできません。それから、第2には、蓬田村には指定管理者の情報公開要綱というものがございまして、もし議員本人がこれが欲しいということであれば、これに従って開示請求すべきものであります。第3に、同要綱、この要綱によりますと、第10条及び第11条によって、個人の情報を開示できる内容は規定されておりますので、雇用契約書の全てを見られるということではございません。

それから、もう一つ、蓬田アシスト株式会社では、個人情報の保護に関する法律、それから及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法というものでございますけれども、これに基づいて特定個人情報等取扱規定というものを定めております。これによりまして、写しは開示はできませんということです。これについてはやはり例え村長であれ、村議会議員であっても、法令や条例ということを遵守する必要がありますので、これに従って個人情報を取得したり、あるいは会社が提供するというものでございますので、簡単にはここで渡せないということでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今私がなぜ契約書が見たいのかという話ですが、三澤さんはこの前の百条委員会の参考人としての答弁の中で、会計の仕事は本来の仕事ではないということをおっしゃっていました。しかし、三澤さんは会計ソフトに堪能であるし、経理を変えて任せることはできないのかと。答弁の中でも、八戸さんもおりますけれども、まだ会計ソフトを使いこなせていない状態であったという話でしたので、むしろ彼を会計のその帳簿なりをつける仕事にはつけられないのか。そういうことができれば、もっと帳簿もずさんなものでなくなって、きちとなったのではないかと私は思うわけですが、その辺のことは村長はどのように考えますか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 最近私もそういうことは痛切に感じていまして、本人にもそういう形でやれないかということ、いわゆる相談、打診したり相談したりしております。おりますけれども、今の百条委員会が設置されたことに伴いまして、いわゆる平成27年度に使われたお金の問題については、三澤さん自体は、これは、個人名を出してはこれはよろしくないのをございますけれども、内容に対してはわからないということをございます。

じゃあ平成27年度にそういうことをすればよかったんじゃないかということですが、前任者の方がそれらを一手にやるということの話でございましたので、私は職員を一応信頼して仕事を任せるという立場から、じゃあやってみてくださいと、今の会計状況ではちょっと無理なので、非常に不明確なので、会計ソフトによる処理をお願いしたいということで話をしました。その方がやめられたわけでございますので、三澤さんにこれをお願いしても、今の時点では少し無理だと。百条委員会で説明ができませんということになりますので、もう若干の時間をかけますということで話をしているところであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、6番目のアシストに求めた質問書で調査中という回答がたくさんあったわけですが、これはいつごろ回答が出るのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） きょうは傍聴者もおられますので、内容的にちょっとわからないかと思ひまして、ちょっと説明的になりますが、お聞きいただきたいと思ひます。



平成28年9月2日、ことしの9月2日付で、文書で蓬田アシスト株式会社に特別委員会から調査依頼がありました。これに対しまして平成28年9月20日、18日ごろでございますけれども、文書で回答いたしました。この回答書の中で、その場でなかなか内容がわからないというものにつきまして調査中というふうにして回答をしました。この時点でいつまでに回答するのかということも当然特別委員会のほうと協議しなければいけなかったのですが、これに対しまして、これに対して何も、協議も何もしない、いつ回答するかも答えなかったということに対しては、やはり陳謝しなければいけないというふうに思います。

一般質問の通告をされて、11月24日でございますけれども、この書類を見たときに、まだやっていないのかということで担当者に、できる限り調査をする、早く調査をするように指示いたしました。また、担当とはどのくらい時間がかかって、いつまでに回答するのかということで話し合いをしておりますが、まだ税理士さんだとか、あるいは別なほうの関係の方々とお話をしなければいけないことから、はっきりした回答期日は、ここではちょっと出せないということでございます。

以上でございますけれども、この一般質問の答弁に関連しまして、この機会に3点の願いを申し上げたいと思います。

まず、第1点は、今回は一般質問の中でこの問題を取り上げましたけれども、この件に関しましては、特別委員会が設置されている。議会から調査権限を委任されておるのでございますから、本来はこの委員会の中で処理すべき事項。すなわち文書でいつまでに回答せよというような形でやはり委員会から出すべきものと私は思っています。したがって、特別委員会の権限の中で行われるものについては、その中で事務処理をしていただきたい。これがまず第1点の私のお願いです。

それから、第2点目でございます。本件の調査照会文書につきまして、調査特別委員会委員長名で文書が届いています。しかし、いろんな方と、いろんな委員の方と話をしますと、どうもこの文書の内容について了知していないという方がおります。とすれば、特別委員会の会議規則に基づく決議によってこの調査文書が発せられたというふうには思えません。地方自治法100条の各条文をごらんになっていただきたいのでございますけれども、主語は、議会は、あるいは議会がという主語になっております。したがって、委員個人が行政機関の決定に基づかないで文書を送るということは認められないので、やはり委員会の中でこの対応をお願いしたいということでございます。

それから、もう一つ、第3点目、これは大変重要なことでございます。本年の6月8日の調査特別委員会の設置からもう6カ月になろうとしております。この特別委員会の設置によりまして、蓬田アシスト株式会社の仕入れ、生産者からの仕入れや、あるいは物品の仕入れ、それから販売、販売先のその取引先、これらに対して、信用に対して非常に疑念を持たれております。また、お客様との信頼関係、さらには役員とか社員の家族とか社員そのものに不安がございます。経営に、会社全体にかなりの影響が出ておりますので、議会の監視機能、あるいはチェック機能を私は軽視するということではありませぬ。できるだけ早く委員会を開催して、その結論、百条委員会の結論を出して下さるように、この機会に申し上げて答弁とします。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 以上で、私の質問は終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

---

#### 日程第5 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、2番久慈省悟君の質問を許します。

○2番（久慈省悟君） おはようございます。2番久慈省悟。通告しておりました一般質問を行いたいと思います。

初めに、玉松台をユネスコ登録に向けて、自治体を挙げて取り組もうと、こういう内容でございますけれども、あそこの玉松台というのは、何が飾られているか、そのように申しますと、職員の皆さんはもちろん、年配の村民の皆さんもご存じのように、日露戦争で戦地に赴く前に自分たちのお墓を玉松台に残していった。当時の久慈政吉軍曹を初め六十余名の兵隊さんの魂が今や聖地と化した玉松台で眠っています。慰霊祭があれば、どちら様の首長さんも戦没者の皆さんの礎の上に現在の私たちの生活が築き上げられているとか、平和が構築されている、耳に響きが良い、そういう文言の答弁が普通は申し上げるところです。

しかし、本当に心から敬意とか感謝の念が伝わるならば、私も皆さんに対してここでいきなり、議長もびっくりしたと思いますが、ユネスコ登録、こんな大きいようなことを申しあげましたので、皆さんびっくりしていらっしゃる、このように思っています。しかし、目標を高く掲げて取り組む姿勢こそが、村内外及び県内外に知れ渡ると、こう信じるわけです。

改めて村長に、村長もあそこを基準に観光地資源化していきたい、このように以前にもお話ししておりましたが、もっともっと有名にしていくためにも、そういう目標を高く掲げて取り組む姿勢を私は求めますが、それに対してのご答弁をお願いしたい、このように思います。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 教育課という立場で一応答弁したいと思います。

玉松台はこれまでに敷地内の建造物や石碑など、古いものが撤去されたり、あるいは新しく建立されながら、今日の状態に整備されてきたものと思われま。景観がよくて散策コースとしても適しておりますので、蓬田村民の憩いの場として定着しているものと思いま。

しかし、玉松台を村の景勝地として、観光地として内外に誇れる人はそれほど多くはないと考えていま。誰にでも愛される場所、親が子に伝え、子が孫に伝え、村内に限らず対外的に自慢のできる場所であればなりません。それが観光地の最低限のものです。その点において、玉松台は村民の中にもそれほど浸透していないのではないか。それはなぜか。私が思うに、玉松台の成り立ちからして、戦争のイメージが拭い去れない、日露戦争に臨んで自分の墓を建てて出征した。この由来が太平洋戦争終戦後の憲法や教育理念上、村民の中でもやや敬遠されていると思われま。

それで、議員の目指すユネスコに関してですが、本来ユネスコは平和を希求するというのが理念であります。その点についてユネスコの登録に向けるというのは、ちょっと今は時期尚早、余りに理想が高過ぎるのではないかと思われま。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長から、教育課長から今皆さんご存じのような答弁がございましたが、西暦1904年の2月4日から1905年の9月5日、この37年、8年、この2年間が当時の日露戦争期間だったそうでございます。しかし、当時の日本社会というのは、ヨーロッパにおいても世界的にさまざまな戦争を繰り返していた時代で、死んで、生きて帰ると、戦地で死んできて当たり前なんだという、そういう社会全般の暗黙の中で兵隊さんたちはいたと思いまけれども、そういう人たちがやはり自分たちが帰ってこないという思いでお墓を残していく、そういう気持ちを考えれば、何とも言えない、言葉では表現できないような思いにさせられることですが、やはり時期尚早かもしれまませんが、私は議員として、やはり特別なところがこの村には何もないのではない

か、観光協会も兼任させていただいてはおりますが、観光地の誘致にも何とかいろんなところをこぎつけていきたい。そして、この村を1つでも有名にしていける場所があれば、そういったところを模索しながら何とかいけないのか、そういうことで質問しましたが、時期尚早と言われて、少しショックを受けております。

しかしながら、それはそれとしても、目標を高く掲げて、蓬田村の子供たちは、そういったことに対して全然知識がないわけで、やはり蓬田教育の中にも、小中の教育の一環の中に取り入れていけたら、そしてそういう歴史を我々蓬田のここの先祖の住民にはそういう人たちがいて、そういうみたまを玉松台には祭っているんだということを教えて、それを村内外に発信し、ひいては県内外に発信できる。

さらには、その久慈政吉さんのお孫さんに当たる久慈宏さんという方が、瀬辺地自治会には、もうお亡くなりになりましたけれども、生前中、元気なときに私に教えてくださったのが、おじいちゃんの兄弟の軍服とか軍刀、そういったものを青森の郷土館に寄贈している。そうお話ししてくださったことを覚えております。逆に言えば、県の郷土館でしたら、蓬田村行政側のほうから県との協議の中で、逆に村に返していただきたい。そして、村としてはあそこに何らかの方向で祭って、それを訪れた方々に見学できるような体制づくりをすとか、さまざまな、それは無理かもわかりませんが、さまざまなそういう方向性を考えて、少しでもあそこの、聖地のある玉松台を我々は敬っていく必要があるのではないかと思います。

とりあえず今ざっくばらんに申し上げましたので、教育長に少しお伺いいたしますが、やはり蓬田の小中の子供たちに、こういった歴史を伝えていく必要があると思いますが、独自に何らかの教育の中で取り入れていく考えはございませんか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今議員が申されたように、やはりこういう村にある遺跡とか、故人が残したということは、小学校、中学校の子供たちに平和教育の一環として、やはりそういう意味ではよく伝えていかなければいけないとは思っております。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 教育長、ありがとうございます。答弁だけでなく、できれば実施する計画を立てて、やはり伝えていただきたい。そして、村行政に対しては、やはり今私が申し上げたこの、これをきっかけにやはり村民にももっともっと広くこれを伝えていけたらなど、こういう思いでおりますが、村行政としても村長のお立場からひとつ

これを取り上げて、村の玉松の由来という本も、雑誌も以前100部ぐらいつくった経緯はございますが、まだまだそれもまた浸透しておらず、村長としてのこのことに対しての取り組みをどのように考えていらっしゃるか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 村長としての考え方ということでございまして、これは歴代村長が一生懸命考えてきたことであります。これは私たちの村にとっては非常に大きな文化財、文化遺産であるというふうな、これは全て認識が同じでございます。

したがって、それを守り、いわゆる平和教育につなげていく、教育長が答弁したような内容で私も進めていかなければならないということをはっきりしています。ただ、観光地ということにすると、担当課が言いましたように、戦争のイメージというのがつきまとして、なかなかそういうのはベースに乗らないということも事実だろうと思います。しかし、そうは言われてられません。歴代の、過去からのずっと村長が守り抜いてきたこの文化遺産について、私も引き続き整備をしながら活用していきたいと思っております。

私も世界遺産ということで質問を見まして、ちょっとネットから引っ張ってみましたら、登録の基準の中に、非常に難しい言葉ですけれども、締約国の国内法によって適切な保護管理体制がとられていることが必要ですという条件がありますので、なかなかそこまで私どもの村では、村のいわゆる文化財としては指定しておりますけれども、県、国の文化財まではいっていないし、やはり国内法の整備まではいっていないというのが現実ですので、そこまで引き上げるというのは非常に困難なことだろうと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 3回質問しましたが、確かに規模的にも、けさの新聞で八戸の祭りが無形文化財、そういうことで皆さん、私もけさ知ったのですけれども、皆さんも見方はたくさんいらっしゃると思います。しかしながら、あのよう地方自治においても一生懸命頑張っていて、あそこまでこぎつけたということは、文部省の中がテリトリーだと思うのですが、すごいことだなと感心しました。しかし、今村長も申し上げたように、なかなかそこまでいくには大変なハードルを乗り越えなければならないものもあるだろうし、また八戸の祭りの有形の文化財とは違いますので、非常に困難があると思います。しかしながら、やはり目指すものを大きく掲げて、今後ともこれについては少し私も勉

強しながら皆さんに働きかけていきたい、このように思います。

それでは、次の質問に入ります。

1月の21日に、月曜日、私たち議会では、拘束的な縛りはございませんが、自主的に例月集会といって情報公開があるだろうということで登庁しております。その中で、村長から、私はちょっと不幸があつて議長のお許しを得ながら早退したわけですが、後で聞かされてわかりましたが、アシストが再び800万円お借りしたと。そして、またさっきの議員の質問の中で、6月にもお借りしているというのが判明して、2回目ではなく3回目という、改めて今、ここの席上でわかつたわけですが、アグリ事業が昨年度、初年度ですからそこそこ黒字も出せずに終わってしまう、それは初年度としてわからないわけではないが、ことしは2年目でございます。成果というものが何も出ていないんじゃないのか。同じ金額を借りるということはそういうことではないでしょうか。成果があれば、その分ではなく少し少ない金額で借用手続に入ってもよいのではないかと、そういう疑問を持ったわけですね、村長。

ですから、今後、先ほど村長から答弁で、百条委員会、早期の解決に向けてくださいという要請もございましたが、早期にできるだけ、私たちも議員でありますので、できるだけ早期に事業計画、そして返済計画というものを私たちが納得できるような、そういうのをお示ししていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） その部分について、説明会のときに出さなかったことは私からおわびしなきゃいけません。やはりその返済計画というんじゃなくて、その事業全体の計画、会社全体の資金計画、そういったものを提出して、これは皆さんに説明を申し上げて理解いただくということが大切だということは、質問されて、ああ、忘れていましたということで、謝りたいと思います。

もちろんこれにつきましては、きょう出して、それを説明するとなると、この本会議の中では少し無理がありますので、私自身もちょっと中身について説明できない部分もございますので、担当者を入れて皆様方に時間をとって説明したいというふうに思いますので、そのように答弁しておきます。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 素直に村長もまたそういう、私どもから言われる前に、そういう

のを提示しなければならなかったなど、提示できなくて申しわけないという言葉もございますので、それに関してはよろしくお願いを申し上げます。

そして、また先ほどのさきの議員の質問の中で答弁されていましたが、村からの補助は考えていないとか何か、村長のほうが答弁されましたが、なかなかこのたびのアシストの借り入れは、第三セクターの社長も兼任されて大変でしょうけれども、我々議会を経由していなかったということですので、なかなか通るのも難しいのではないかと、素直な気持ちで私も今申し上げておりますが、最後にそのように村長のほうに申し上げて、私からの質問は終わりにいたしたい。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員